

医療法人 藤田整形外科
指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）
運営規定

（事業の目的）

第1条

医療法人藤田整形外科が開設する 医療法人藤田整形外科通所リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

1. 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
2. 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 医療法人 藤田整形外科 通所リハビリテーション
2. 所在地 〒560-0082 豊中市新千里東町 1-2-3 ザ・千里レジデンス 2階

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2. 従業者

医師

- 1名（常勤兼務、管理者と兼務）

医師は利用者に対する適切な医療管理にあたる。

理学療法士 3名（常勤兼務 3名）

理学療法士及び作業療法士は利用者の機能訓練にあたる。

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日とする。国民の祝日及び年始年末・夏季休暇は休み。
2. 営業時間 午前9時から午後12時及び午後4時～午後7時
3. サービス提供時間 午前9時から午後11時および午後4時から午後6時

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条

通所リハビリテーションの利用定員は、次のとおりとする。

利用定員 10名

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示額とし、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 機能訓練(個別訓練)
- (2) マシンによるトレーニング
- (3) 電気・物理療法
- (4) リハビリマネジメント(介護給付)

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、豊中市、吹田市、箕面市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条

1. 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
2. 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - (3) 時間に遅れた場合は、サービスを中止する場合がある。

(虐待の防止のための処置に関する事項)

第10条 指定通所リハビリテーション事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次のとおり措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年に 1 回以上実施すること。

(4) 前3, に掲げる処置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策・業務継続)

第11条

医療法人藤田整形外科における防災・業務継続計画に基づき非常時の防災や業務継続対策を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第12条

1. 指定通所リハビリテーション事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次の通りに設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月

(2) 継続研修

年 1回

1. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
3. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人藤田整形外科と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。